

令和3年4月

お客さま各位

横浜信用金庫

### 「未利用口座管理手数料」新設のお知らせ

このたび、当金庫では下記口座を対象に「未利用口座管理手数料」を新設いたします。

本手数料は、長期間利用のない口座が不正利用されることによるお客さまの被害を防止するためのものです。なお、令和3年6月30日（水）以前に開設済みの普通預金口座（総合口座を含む）及び貯蓄預金口座は、本手数料の対象外となります。

今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

対象となる口座	令和3年7月1日（木）以降に開設された普通預金口座（総合口座を含む）及び貯蓄預金口座
未利用となる口座	令和3年7月1日（木）以降、最後のお預入れ（当該口座のお利息入金を除く）または払戻し（本手数料の引落しを除く）から2年以上、お預入れまたは払戻しがない預金口座
対象外となる口座	次の口座は対象にはなりません。 <ul style="list-style-type: none"><li>・当該口座に10,000円以上の残高がある場合</li><li>・同一お取引店にお借入れがある場合</li><li>・同一お取引店に定期預金、投資信託、外貨預金、生命保険、公共債のお取引がある場合</li></ul>
未利用口座に対する手続き	<ul style="list-style-type: none"><li>・対象口座のお客さまに「ご案内」を郵送します。「ご案内」が到達しなかった場合でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</li><li>・通知後、一定期間（約3か月）経過後もお取引がない場合は、当該口座から本手数料をいただきます。</li><li>・預金残高が本手数料に満たない場合は、残高を本手数料としていただき、当該口座を解約いたします。</li></ul>
未利用口座管理手数料	年間1,320円（税込）

以上

